

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第184号）

1 異議申立ての対象となった本件公文書（諮問案件第240号）

(1) 公開請求の内容

特定建築物に関するアスベスト問題についての県の対応記録及び業者から提出された文書

(2) 特定公文書

番 号	公文書の件名
文書1	H25. 6. 7 加賀市大聖寺における石綿苦情について
文書2	H25. 6. 10 加賀市大聖寺における石綿苦情について
文書3	H25. 6. 17 加賀市大聖寺における石綿苦情について
文書4	特定粉じん排出等作業に係る届出及び作業基準の遵守の徹底について（指示）
文書5	石綿分析結果報告書
文書6	H25. 6. 19 加賀市大聖寺における石綿苦情について
文書7	H25. 6. 27 加賀市大聖寺における石綿苦情について
文書8	特定粉じん排出等作業に係るアスベストの飛散量調査結果について(平成25年6月28日)
文書9	H25. 7. 5 加賀市大聖寺における石綿苦情について
文書10	特定粉じん排出等作業に係るアスベストの飛散量調査結果について(平成25年8月12日)

2 担当課（所） 環境部環境政策課

3 審査請求等の経緯

- (1) H26. 3. 25 公開請求 (4) H26. 6. 6 諮問
 (2) H26. 4. 8 一部公開決定 (5) H28. 5. 26 答申
 (3) H26. 5. 23 異議申立て

4 諮問に係る審査会の判断結果

一部公開決定において非公開とした部分のうち、次の表に掲げる「公開すべき部分」を公開すべきであるが、その余の部分について非公開とした決定は、妥当である。

実施機関の処分		審査会の判断要旨	
非公開部分	該当条項	公開すべき部分	判断要旨
文書1の本文の内容欄の表題以外の部分	7条3、5、6号	1、2行目	アスベストに関する苦情への対応状況を記載する文書であるという性格から、当然に推測され得ると考えられる情報であり、これを公にしても、実施機関の事務事業に支障を及ぼすとは考えられないので、公開すべきである。
文書2の本文の内容欄の表題以外の部分	7条3、5、6号	1、2行目	同上
文書2の本文のその他欄の表題以外の部分	7条2、3、5、6号	1、2行目	同上
文書3の本文の内容欄の表題以外の部分	7条3、5、6号	1、2、22行目	同上
文書3の本文のその他欄の表題以外の部分	7条3、5、6号	1～4行目	同上

文書5の石綿分析結果報告書	7条3号	分析機関に関する情報	実施機関は、当該分析機関に関する情報を公にすると、大気汚染防止法等に違反した当初工事実施事業者や本件事案との関係性につき疑義が生じ、社会的評価が損なわれるなど、その権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあると主張しているが、当該分析機関は、実施機関が独自に委託したもので、本件事案との関係性に疑義が生じるおそれは考え難く、条例第7条第3号に該当しないので、公開すべきである。
文書6の本文の内容欄の表題及び1、2行目以外の部分	7条2、3、5、6号	3、11行目	アスベストに関する苦情への対応状況を記載する文書であるという性格から、当然に推測され得ると考えられる情報であり、これを公にしても、実施機関の事務事業に支障を及ぼすとは考えられないので、公開すべきである。
文書9の本文の内容欄の表題以外の部分	7条2、3、5、6号	2枚目の24、25行目	同上
文書10の別添2採取記録画像の③看板（地点B左横）の表題以外の部分	7条2、3号	事業者及び個人に関する部分を除く部分	特定の個人又は事業者を識別できる情報に該当するとして、画像全体が非公開とされているが、この情報以外の部分は公開すべきである。

5 審議経緯 審査回数 10回

(別 紙)

答申第184号

答 申 書

平成28年5月

石 川 県 情 報 公 開 審 査 会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、別紙1に掲げる文書1ないし文書10（以下、併せて「本件公文書」という。）につき、一部公開とした決定については、非公開とした部分のうち、別紙3の「公開すべき部分」欄に掲げる部分を公開すべきである。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、平成26年3月25日に、実施機関に対し、特定建築物に関するアスベスト問題についての県の対応記録及び業者から提出された文書について、公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

本件公開請求に対応する公文書は、実施機関の環境政策課及び南加賀保健福祉センターの2所属が所掌する事務に属しそれぞれ保管しているため、実施機関は、環境政策課所管分について、平成26年4月8日に本件公文書を特定して、別紙2に掲げる部分を非公開とする一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成26年5月23日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成26年6月6日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、本件公文書の全部公開を求めるとともに、更なる文書の特定及び公開を求めるといったものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立書

ア 相手方氏名及び法人名について

当該個人は、事業者で会社の代表者であり、また、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）及び大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に基づき、アスベスト関連工事の際に現場に掲げられているはずの事項で、本件の現場においても不完全な様式ながら掲示されていたので、すでに公の情報であり、個人情報であっても公表されるべきものである。また、自ら掲示している内容であり、「公にすることで社会的活動の自由が害されるおそれがある」はずがなく、非公開は不当である。

当該案件は、大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）（以下「建築リサイクル法」という。）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に違反し、本来必要とされる対策を採らず、アスベストを飛散させた違法工事であり、非公開理由のいずれにも該当しない。

本件は、極めて重大な事故の危険性があるため、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当する。

イ 「加賀市大聖寺における石綿苦情について」等における一連の対応について、内容等が条例第7条第3号、第5号及び第6号に該当するとして非公開とされたが、この苦情は異議申立人が申し立てたもの

であり、内容を非公開とする理由はない。また、県の対応状況等については、直接訪問すれば明かしているものである。行政の対応の不備によって、アスベストの飛散あるいはその拡大がもたらされたもので、その状況は県民の目にさらされ、検証される必要がある。

ウ 分析機関の名称や分析結果等について、条例第7条第3号、第5号及び第6号に該当するとして非公開とされたが、当該分析は県が委託したものであり、一般的に自治体が工事などを委託した情報は公表されており、「法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」（石川県個人情報保護条例第14条第3号イ）に該当する。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）により契約の透明性確保や適正化を目的に契約情報の公表が求められているところで、石川県においても入札監視委員会を設け、対応しているところであり、本件について非公開となる理由はない。

県が委託した分析が適正であるかを知るためには、信頼性のある機関が実施したかを確認する必要があるので、公表に値する情報である。

エ 平成25年8月7日のアスベスト除去工事時に、ある会社と石川県が、現場の負圧除じん装置の排気口出口等でデジタル粉じん計を用いて測定を行っており、その際の測定データ・報告書が存在する。

特定の報道によれば、県環境政策課は当該データの存在を認めているが、今回の公開においては、その存在自体が示されておらず、文書の特定について、条例に違反している。

当該データは現場からのアスベストの漏えいを示す極めて重要なデータであり、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当するため、この扱い等に関する対応・検討記録も含め当然公開される必要がある。

(2) 意見書

ア 実施機関の理由説明書は、当初の一部公開決定で示された非公開理由を繰り返したにすぎず、異議申立ての理由で指摘した事項を否定することもできておらず、本件処分は不当である。

イ 理由説明書において、応接メモの具体的な内容、その他記載事項について、「これが公にされることで、今後、同種案件において、外部からの干渉、圧力等により、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれる可能性がある」との新たな主張を提示したが、外部からの圧力等に屈することは単純に行政側の実力のなさを示していることにすぎず、また、公表することと外部からの干渉等に関連性はない。

ウ 実施機関が関係機関とともに石綿除去業者から事情聴取した内容、状況及び指導内容については、その詳細が報道されており、その記事のほとんどが県側が取材に対して明らかにしたことで、県としても、本件がアスベストが大量に飛散する人の命に係わる事故であったと認識し、情報提供が重要であると判断したことを裏付けるもので、本件公開請求についても、同様に判断することが当然である。

エ 平成25年8月7日の測定データについては、県による依頼で行われたものではないようであるので、正式な報告書は存在しないかもしれないが、外部から提供された文書が存在しないとしても、異議申立人が環境政策課を訪問した際に、県職員から測定データが存在することを確認しており、また、取材に対して測定値を答えており、理由説明書でもこれらの記載された何らかの文書の存在までは否定していないので、実施機関はメモ等を保有している。それにもかかわらず、本件公開請求に対して、それらの文書の存在を明らかにしていないことは、条例に違反するもので、対応を是正し、当該文書は公開されるべきである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書及び当審査会における説明で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

1 事案概要

石綿を使用した建築物の解体等工事に関係する法令は、労働基準監督署所管の労働安全衛生法及び石綿障害予防規則、県土木総合事務所所管の建設リサイクル法並びに県環境政策課及び保健福祉センター所管の大气污染防治法があり、同法を補完する趣旨で、ふるさと石川の環境を守り育てる条例（平成16年条例第16号）（以下「ふるさと環境条例」という。）に「石綿粉じんの排出等に関する規制」が定められている。

平成25年5月に、異議申立人から、建築物内での吹付け材等の除去工事による石綿飛散の苦情が南加賀保健福祉センターに申し立てられたので、実施機関は関係機関と連携し、労働基準監督署を中心として、当該工事実施者に対し、石綿の有無に関する事前調査の実施と工事の中止を指導した。

平成25年6月に入り、工事が再開されている旨の苦情があつて、関係機関と合同で立入検査を実施したが、工事実施者からは、石綿が含有していなかったという分析結果が提出された。しかしながら、実施機関としては、当該建築物の建築年代等から吹き付け石綿の存在を懸念し、ふるさと環境条例に基づき検体を採取して分析を委託した結果、石綿含有と判明したため、関係機関で作業の中止と届出を指導し、環境政策課では、届出の実施と特定粉じん排出等作業に係る作業基準の遵守を文書で指示した。

異議申立人は、前述のとおり、これらの対応記録等を記載した文書の公開請求を行った。

2 一部公開決定の考え方

本件公開請求に対応する文書として、本件公文書を特定し、一部公開決定を行った。

- (1) 「加賀市大聖寺における石綿苦情について」における相手方の氏名等については、苦情申出者、工事実施者、その他の個人の氏名及び住所であり、特定の個人を識別することができる情報であるので、条例第7条第2号の個人情報に該当するとして非公開とした。
- (2) 今回の案件に係った当初の工事実施者（以下「当初工事実施事業者」という。）並びにその委託を受けアスベスト除去工事を行った事業者（以下「除去工事実施事業者」という。）及びアスベストの分析機関の名称及び住所等に関する情報で、特定の法人その他団体を識別することができる情報については、これを公にすると、当該事業者による事業活動における社会的信用、評価、社会的活動の自由といった面で、正当な利益を害するおそれがあることから、条例第7条第3号の事業活動情報に該当するとして非公開とした。

ふるさと環境条例では、石綿粉じん排出等作業を伴う建設工事（以下「特定工事」という。）を施工する者が、作業基準を遵守していないと認めるとき、又は、特定工事若しくはその疑いのある工事を施工する者が、報告の求めに応じて報告せず、若しくは虚偽の報告をした場合等において、これらの者に対して、必要な勧告をし、勧告を受けた者が正当な理由なくこれに従わないときは、その者の氏名又は名称等を公表することができる制裁的な規定を設けており、公表にあたっては、一旦信用を失墜すると回復が困難なことを踏まえ、弁明の機会を規定している。

本件については、実施機関は、特定粉じん排出等作業に係る作業基準の遵守の徹底等に関する文書を発出しているが、これは当該規定に基づく行政処分に該当するものではなく、大気汚染防止法等に違反、又は違反するおそれのある事項につき、改善を図る目的で行った行政指導であり、当初工事実施事業者は、石綿除去作業を他の事業者に依頼したものである。

通常、行政指導については、その内容を実現するために相手方の任意の協力を得て実施するもので、また、行政指導の段階では指導を受けた事業者名は公表していないことから、公開請求に対してこれを公にすると、行政指導を受けたということだけで、当該事業者の全ての事業活動が信用を置けないと判断される可能性があり、社会的評価が損なわれ、今後の受注の減少など不利益を生じさせるおそれがあるなど、当該事業者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあることは明らかである。

- (3) 異議申立人は、本件情報が、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当すると主張しているが、特定粉じん排出等作業に係る排出基準等は定められておらず、また、公開済みの石川県保健環境センターがアスベスト除去工事中の平成25年8月に実施した飛散状況調査の結果では、総繊維数は定量下限値の0.15f/L未滿から0.34f/Lであり、アスベスト製品製造工場の敷地境界基準10f/Lを下回る低いものであった。

平成25年6月に実施された大気汚染防止法に違反する工事の際には、飛散状況調査を実施しておらず、非公開とした情報は、異議申立人の主張するような情報には該当しない。

また、現在においてアスベストが飛散するような状況ではないので、現在又は将来において確実な危害のある状況ではなく、公にすることが必要な情報ではないと考えている。

- (4) 苦情の内容における記載については、事業者の名称等の公開は前述のとおり、当該事業者の権利・利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号に該当する。

また、対応状況の具体的な事項については、関係機関との審議、検討内容を含んでおり、条例第7条第5号に該当する。

さらに、対応方法について公にすると、今後、大気汚染防止法の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第7条第6号に該当する。

- (5) 当初工事実施事業者から依頼を受けた除去工事実施事業者の名称等については、当初の大気汚染防止法

等違反の工事とは関係がないが、これが公にされると、違反した当初工事実施事業者や本案件との関係性について誤解を生じさせ、当該事業者の社会的評価が損なわれるなど、権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるので、条例第7条第3号に該当する。

- (6) 当初工事実施事業者が依頼して実施された石綿分析結果報告書に記載されている分析機関の名称、住所、代表者氏名等については、これを公にすると、一般県民に対して大気汚染防止法等に違反した当初工事実施事業者や本件事案との関係性について疑義を持たせ、違法行為に協力したかのような誤解を生じさせ、当該機関の社会的評価が損なわれるなど、その権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるので、条例第7条第3号に該当する。

分析結果の内容については、分析に関する詳細な情報が記載されており、これが公にされると、今後、同種案件において、分析結果を恣意的に改ざんすることがなされるなど、率直な意見交換に支障が生ずるおそれがあり、条例第7条第5号に該当する。

さらに、分析結果が公にされると、今後の同種案件における指導に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第6号に該当する。

- (7) 実施機関が委託して行った石綿分析の分析機関の名称、住所、代表者氏名等については、これを公にすると、一般県民に対して大気汚染防止法等に違反した当初工事実施事業者や本件事案との関係性について誤解を生じさせ、当該機関の社会的評価が損なわれるなど、権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるので、条例第7条第3号に該当する。

また、分析機関の連絡担当者及び分析実施者の氏名は、条例第7条第2号に該当するものである。

- (8) 異議申立人は、平成25年8月7日のアスベスト除去工事の際、特定者と石川県が現場の負圧除塵装置の排気口出口などでデジタル粉じん計を使用して測定を実施しており、測定データ・報告書は存在すると主張している。

同日の朝、特定者が県環境政策課を訪れ、工事現場に出向いてデジタル粉じん計で測定すると述べた。環境政策課では、この測定に立ち会ったわけではないが、特定者から、集塵排気装置の排気口での値が周辺より高い数字が計測されたと電話連絡があったので、念のため、工事を施工している事業者はその旨を伝えたものである。

このような経緯から、実施機関は、特定者からデジタル粉じん計の測定状況について連絡は受けたが、書類等は受け取っておらず、保管していない。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公開請求に対応する公文書の性格等について

特定の建築物に係るアスベストに関する苦情に対する実施機関の対応を記載した文書及びその過程で事業者から取得した文書である。

3 非公開情報の条例該当性について

(1) 条例第7条第2号該当性について

ア 条例第7条第2号の規定について

条例第7条第2号では、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを非公開情報と規定し、ただし書において、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ

人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び「ハ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」に該当する情報について、非公開の例外と規定している。

イ 非公開情報の条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号に該当するとして非公開とされた情報は、本件公文書の文書1ないし文書3、文書6、文書7及び文書9（以下「石綿苦情文書」という。）に記載された相手方並びに文書8及び文書10の看板の写真に記載された個人名である。このうち、石綿苦情文書の苦情申出者やその他個人の氏名、文書8及び文書10の個人の氏名は、同号本文に該当し、ただし書イからハに該当する特段の事情も認められないので、非公開は妥当である。

なお、事業者の代表者としての氏名は、同号には該当しない。

(2) 条例第7条第3号該当性について

ア 条例第7条第3号の規定について

条例第7条第3号は、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを非公開情報として規定し、ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除くと規定している。

イ 非公開情報の条例第7条第3号該当性について

(ア) 条例第7条第3号本文該当性について

a 大気汚染防止法等に違反する工事を行った当初工事実施事業者の名称、住所、代表者氏名、電話番号及びファクシミリ番号

当該事業者は、実施機関から、特定粉じん排出等作業に係る作業基準の遵守の徹底等に関する指導を文書で受けているが、実施機関は、行政処分に該当するものではなく、大気汚染防止法等に違反、又は違反するおそれのある事項につき、改善を図る目的で行った行政指導であり、通常、行政指導については、その内容を実現するために相手方の任意の協力を得て実施するもので、また、行政指導の段階では指導を受けた事業者名は公表していないことから、公開請求に対してこれを公にすると、行政指導を受けたということだけで、社会的評価が損なわれ、当該事業者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあると主張している。

また、ふるさと環境条例において、石綿粉じん排出等作業を伴う建設工事の実施者が作業基準を遵守していないと認める場合などにおける氏名又は名称等の公表に関する規定が設けられている。

このようなことから、この情報を公にすると、行政指導を受けたということだけで、社会的評価が損なわれ、当該事業者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれが生じることは否定できず、非公開が妥当である。

b 対象建築物の名称及び住所

本件情報を公にすると、登記簿情報等から、大気汚染防止法等に違反する工事を実施した事業者が明らかとなるので、aと同様に非公開が妥当である。

c 当初工事実施事業者の依頼により分析を行った分析機関の名称、住所、代表者氏名、電話番号及びファクシミリ番号

本件情報を公にすると、当該分析機関について、大気汚染防止法等に違反した当初工事実施事業者や本件事案との関係性につき疑義が生じ、違法行為に協力したかのような誤解を招き、社会的評価が損なわれるなど、その権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるとする実施機関の主張は、否定することができず、非公開が妥当である。

d 実施機関が委託した分析機関の名称、住所、代表者氏名、電話番号及びファクシミリ番号

実施機関は、当該分析機関に関する情報を公にすると、大気汚染防止法等に違反した当初工事実施事業者や本件事案との関係性につき疑義が生じ、社会的評価が損なわれるなど、その権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあると主張しているが、当該分析機関は、実施機関が独自に委託したもので、本件事案との関係性に疑義が生じるおそれは考え難く、条例第7条第3号に該当しないので、公開すべきである。

なお、本件処分では、当該分析機関の対応職員（担当者）名について、事業者（分析機関）を特定することができる情報であるとして非公開としているが、この情報は、条例第7条第2号の個人情報に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないので、非公開が妥当である。

e 除去工事実施事業者の名称、住所、代表者氏名、電話番号及びファクシミリ番号

本件情報を公にすると、大気汚染防止法等に違反した当初工事実施事業者や本件事案との関係性につき疑義が生じ、社会的評価が損なわれるなど、その権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるとする実施機関の主張は、否定することができず、非公開が妥当である。

(イ) 条例第7条第3号ただし書該当性について

条例第7条第3号ただし書は、事業者の事業活動により、現に発生しているか、又は将来発生するおそれがある危害等から人の生命、健康等を保護するために公にすることが必要であると認められる情報が記録された公文書は、同号本文に該当する場合であっても公開しなければならないという趣旨と解されるものである。

本件に関する吹付け材等の除去工事については、実施機関は、現在においてアスベストが飛散するような状況ではないと述べている。

除去工事実施事業者から実施機関に提出された「除去工事施工報告書」において、当該除去工事が平成25年8月に終了したと記載されていることに鑑み、実施機関の主張は不合理ではなく、ただし書に該当するとは認められない。

(3) 条例第7条第6号該当性について

ア 条例第7条第6号の規定について

条例第7条第6号では、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、「イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」、「ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」、「ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」、「ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」及び「ホ 地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」、その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるものを非公開情報と規定している。

イ 非公開情報の条例第7条第6号該当性について

条例第7条第6号に該当するとして非公開とされた情報は、石綿苦情文書における内容欄及びその他欄の記載内容である。

本件情報は、特定者から申出のあったアスベストの飛散等に関する苦情について、実施機関及び関係機関が行った対応の概要とその結果等である。

これを公にすると、大気汚染防止法に違反する、又はそのおそれがある工事に関する実施機関等の対応方針等が明らかとなり、このことから幾多の弊害が生じ、今後、同種の事案に関する実施機関の事務事業の遂行に支障を及ぼすことも否定できないので、非公開が妥当である。

しかしながら、本件情報のうち、別紙3に掲げる部分は、アスベストに関する苦情への対応状況を記載する文書であるという性格から、当然に推測され得ると考えられる情報であり、これを公にしても、実施機関の事務事業に支障を及ぼすとは考えられないので、公開すべきである。

(4) 条例第7条第5号該当性について

ア 条例第7条第5号の規定について

条例第7条第5号では、県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものを、非公開情報と規定している。

イ 非公開情報の条例第7条第5号該当性について

条例第7条第5号に該当するとして非公開とされた情報は、石綿苦情文書における内容欄及びその他欄の記載内容並びに当初工事実施者の依頼により分析を行った分析機関の分析結果のうち、実施機関の内部又は関係機関との相互間の審議、検討又は協議に関する部分である。

本件情報については、条例第7条第6号の事務事業情報に関する該当性により、内容欄及びその他欄の記載事項の全体について、当審査会が公開すべきと判断した部分を除き、非公開妥当と判断しているため、改めて判断しない。

(5) その他

別表1の文書10の「別添2 採取記録画像」のうち、「③看板(地点B左横)」について、特定の個人又は事業者を識別できる情報に該当するとして、画像全体が非公開とされているが、この情報以外の部分は公開すべきである。

4 文書の特定について

異議申立人は、平成25年8月7日に、特定者が工事現場でデジタル粉じん計を用いて計測を行っており、特定者から提供された正式な報告書はないとしても、実施機関は測定値を記載したメモ等の何らかの文書を保有していると主張し、実施機関は、理由説明書において、測定データに関する文書等の提供は受けていないと述べ、また、当審査会における説明で、特定者から計測値が周辺より高いとの電話連絡を受けたものの、文書等は受けとっておらず、このことに関する文書は保管していないと述べている。

このようなことから、本件処分における文書の特定は、妥当であると判断する。

5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成26年6月6日	○諮問を受けた。(諮問案件第240号)
平成26年7月14日	○実施機関(環境部環境政策課)から理由説明書を受理した。
平成26年8月7日	○異議申立人から意見書を収受した。
平成26年12月25日 (第258回審査会)	○事案の審議を行った。
平成27年1月29日 (第259回審査会)	○事案の審議を行った。
平成27年2月26日 (第260回審査会)	○事案の審議を行った。
平成27年3月23日 (第261回審査会)	○実施機関職員から説明を聴取した。
平成27年4月23日 (第262回審査会)	○事案の審議を行った。
平成27年6月2日 (第263回審査会)	○事案の審議を行った。
平成27年7月2日 (第264回審査会)	○事案の審議を行った。

平成27年9月10日 (第266回審査会)	○事案の審議を行った。
平成27年11月26日 (第268回審査会)	○事案の審議を行った。
平成28年1月28日 (第270回審査会)	○事案の審議を行った。

別紙1 (本件公文書)

番 号	公文書の件名
文書1	H25.6.7 加賀市大聖寺における石綿苦情について
文書2	H25.6.10 加賀市大聖寺における石綿苦情について
文書3	H25.6.17 加賀市大聖寺における石綿苦情について
文書4	特定粉じん排出等作業に係る届出及び作業基準の遵守の徹底について (指示)
文書5	石綿分析結果報告書
文書6	H25.6.19 加賀市大聖寺における石綿苦情について
文書7	H25.6.27 加賀市大聖寺における石綿苦情について
文書8	特定粉じん排出等作業に係るアスベストの飛散量調査結果について(平成25年6月28日)
文書9	H25.7.5 加賀市大聖寺における石綿苦情について
文書10	特定粉じん排出等作業に係るアスベストの飛散量調査結果について(平成25年8月12日)

別紙2 (非公開とされた部分)

区 分		非公開部分	該当条項 (条例第7条)
別紙1の文書番号	記載部分		
文書1	本文	相手方氏名	2号
		相手方属性	3号
		内容及びその他欄記載事項	3,5,6号
	石綿障害予防規則第3条第2項に基づく事前調査における石綿分析結果報告書	年月日、保存期限、番号及び表題以外の部分	3,5,6号
文書2	本文	相手方氏名	2号
		相手方属性	3号
		内容及びその他欄記載事項	2,3,5,6号
文書3	本文	相手方氏名	2号
		相手方属性	2,3号
		内容及びその他欄記載事項	3,5,6号
文書4	本文	相手方氏名	3号
		作業実施場所住所	3号
文書5	石綿分析結果報告書	分析機関に関する情報及び対応職員名	3号
		分析を実施した建物の名称	3号
文書6	本文	相手方氏名	2号
		相手方属性	2号
		内容欄記載事項	2,3,5,6号
文書7	本文	相手方氏名	2号

		相手方属性	3号
		内容及びその他欄記載事項	2,3,5,6号
文書8	本文	対象工事名	3号
		対象建築物住所	3号
	別添1	広域図	3号
	別添2 採取記録画像	工事地点画像	3号
		③看板(地点A)個人名	2号
		③看板(地点A)特定の事業者を識別できる情報	3号
文書9	本文	相手方氏名	2号
		相手方属性	3号
		内容及びその他欄記載事項	2,3,5,6号
文書10	本文	対象工事名	3号
		対象建築物住所	3号
	別添1	広域図	3号
	別添2 採取記録画像	工事地点画像	3号
		③看板(地点B左横)個人名	2号
		③看板(地点B左横)特定の事業者を識別できる情報	3号

別紙3 (公開すべき部分)

区 分		公開すべき部分
別紙1の文書番号	掲載部分	
文書1	本文	内容欄の1、2行目
文書2	本文	内容欄の1、2行目
		その他欄の1、2行目
文書3	本文	内容欄の1、2及び2 2行目
		その他欄の1～4行目
文書5	石綿分析結果報告書	分析機関に関する情報
文書6	本文	内容欄の3、11行目
文書9	本文	内容欄の2枚目の24、25行目
文書10	別添2 採取記録画像	③看板(地点B左横)画像の事業者及び個人に関する部分を除く部分